

地 発 0 9 2 4 第 2 号  
雇 児 発 0 9 2 4 第 2 号  
社 援 発 0 9 2 4 第 5 号  
平 成 2 4 年 9 月 2 4 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省大臣官房地方課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等  
に関する法律等の施行について（通知）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）については、平成 23 年 6 月 14 日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同日衆議院で可決、同 17 日に参議院で可決成立し、同 24 日に公布されたところである。

また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（平成 24 年政令第 244 号。以下「施行令」という。）が本年 9 月 20 日、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 24 年厚生労働省令第 132 号。以下「施行規則」という。）が本日公布されたところである（別紙 1、2 参照）。

法、施行令及び施行規則の施行期日はすべて本年 10 月 1 日であり、法の趣旨及び内容については、平成 23 年 6 月 24 日付け社援発 0624 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）」においてお示したところであるが、施行令及

び施行規則の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底を図られたい。

## 記

### 第1 施行令の内容

#### 1 本則関係

法における「使用者」とは、障害者を雇用する事業主のほかに、当該障害者が派遣労働者である場合には、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含むとされている（法第2条第5項）。

これを受け、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）における船員派遣を受け入れる事業主を規定することとしたこと。

#### 2 附則関係

- (1) 施行令は、平成24年10月1日から施行することとしたこと（施行令附則第1条関係）。
- (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）の一部を改正し、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関の指定の欠格事由及び取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」に法を加えることとしたこと（施行令附則第2条及び第3条関係）。
- (3) 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）において所要の規定の整備を行うこととしたこと（施行令附則第4条関係）。

### 第2 施行規則の内容

#### 1 本則関係

- (1) 法第2条第4項に規定する厚生労働省令で定める事業（施行規則第1条関係）  
法第2条第4項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援

事業又は同条第 6 項に規定する障害児相談支援事業とすることとしたこと。

(2) 市町村からの報告（施行規則第 2 条関係）

市町村は、法第 16 条第 1 項の規定による通報又は同条第 2 項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第 2 条第 7 項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第 2 条第 4 項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならないこととしたこと。

障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別

障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 4 項に規定する障害程度区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況

障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因

障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種

市町村が行った対応

障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(3) 都道府県知事による公表事項（施行規則第 3 条関係）

法第 20 条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすることとしたこと。

障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別

障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

(4) 市町村からの通知（施行規則第 4 条関係）

市町村は、法第 22 条第 1 項の規定による通報又は同条第 2 項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第 2 条第 8 項に規定する使用者による障害者虐待（以下「使用者による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の

確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならないこととしたこと。

事業所の名称、所在地、業種及び規模

使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者（以下「被虐待者」という。）の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態

使用者による虐待の種別、内容及び発生要因

使用者による虐待を行った使用者（法第 2 条第 5 項に規定する使用者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び被虐待者との関係

市町村が行った対応

使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

(5) 都道府県からの報告（施行規則第 5 条関係）

都道府県は、法第 22 条第 1 項の規定による通報、同条第 2 項の規定による届出又は法第 23 条の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならないこととしたこと。

事業所の名称、所在地、業種及び規模

被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態

使用者による虐待の種別、内容及び発生要因

使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係

都道府県及び市町村が行った対応

使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

(6) 船員の特例（施行規則第 6 条関係）

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、「都道府県労働局と」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関と」と、「当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」とすることとしたこと。

(7) 厚生労働大臣による公表事項（施行規則第7条関係）

法第28条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすることとしたこと。

使用者による虐待があった事業所の業種及び規模

使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係

(8) 法第30条に規定する厚生労働省令で定める施設（施行規則第8条関係）

法第30条に規定する厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする事としたこと。

1日に保育する乳幼児（児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児をいう。以下同じ。）の数（次に掲げるものを除く。）が5人以下である施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

ア 事業主がその雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数

イ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数

ウ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数

エ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の乳幼児の数

オ 設置者の4親等内の親族である乳幼児の数

カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

児童福祉法第34条の15第1項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設

半年を限度として臨時に設置される施設

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園を設置する者

が当該幼稚園と併せて設置している施設

## 2 附則関係

- (1) 施行規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行することとしたこと（施行規則附則第 1 条関係）
- (2) 以下に掲げる厚生労働省令において、利用定員を超えた利用者の受入を行うやむを得ない事情として「虐待」を明記することその他の所要の規定の整備を行うこととしたこと（施行規則附則第 2 条から第 10 条まで関係）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）

障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）

厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）

以上

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支  
援等に関する法律施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年九月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百四十四号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対す  
る支援等に関する法律施行令  
内閣は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に  
対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第  
七十九号）第二条第五項の規定に基づき、この政  
令を制定する。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支  
援等に関する法律（以下「法」という。）第二条第  
五項の政令で定める事業主は、障害者（同条第一  
項に規定する障害者をいう。）が船員職業安定法  
（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項  
に規定する派遣船員である場合において当該派遣  
船員に係る同条第十一項に規定する船員派遣の役  
務の提供を受ける事業主とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第  
七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の七第一項に次の一号を加える。

九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対  
する支援等に関する法律（平成二十三年法  
律第七十九号）

第二十五条の十一第一項に次の一号を加え  
る。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に  
対する支援等に関する法律

第二十七条の十一第一項に次の一号を加え  
る。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に  
対する支援等に関する法律

第二十七条の十九に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に  
対する支援等に関する法律

（障害者自立支援法施行令の一部改正）  
第三条 障害者自立支援法施行令（平成十八年政  
令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項に次の一号を加える。

九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対  
する支援等に関する法律（平成二十三年法  
律第七十九号）

第二十六條第一項に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に  
対する支援等に関する法律

第二十六條の十に次の一号を加える。

九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対  
する支援等に関する法律

第二十六條の十五に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に  
対する支援等に関する法律

第三十八條に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に  
対する支援等に関する法律

第四十二條に次の一号を加える。

十四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に  
対する支援等に関する法律

（厚生労働省組織令の一部改正）

第四条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二  
百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項に次の一号を加える。

十九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に  
対する支援等に関する法律（平成二十三年  
法律第七十九号）の規定による障害者虐待  
の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護  
及び自立の支援並びに養護者に対する支援  
に関すること（大臣官房及び他局の所掌に  
属するものを除く。）

第二十一條第二項中「に掲げる事務及び」を「及  
び第十九号に掲げる事務並びに」に改める。

第六十條第三号中「第五号」を「第六号」に  
改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第  
六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対  
する支援等に関する法律の規定による障害  
者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者  
の保護及び自立の支援並びに養護者に対す  
る支援に関すること（大臣官房及び他局の  
所掌に属するものを除く。）

厚生労働大臣 小宮山洋子

内閣総理大臣 野田 佳彦

○厚生労働省令第百三十二号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）  
第二条第四項、第十七条、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則  
（法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業）

第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第六項に規定する障害児相談支援事業とする。



(市町村からの報告)

第二条 市町村は、法第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二十七条に規定する障害者福祉施設従事者等による虐待(以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第二十四条に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所(以下「障害者福祉施設等」という。)の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十四条第四項に規定する障害程度区分をいう。以下同じ。)その他の心身の状況
- 三 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等(法第二十四条第四項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

第三条 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
  - 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種
- (市町村からの通知)
- 第四条 市町村は、法第二十一条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二十八条に規定する使用者による障害者虐待(以下「使用者による虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府

県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
  - 二 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者(以下「被虐待者」という。)の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
  - 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
  - 四 使用者による虐待を行った使用者(法第二十一条第五項に規定する使用者をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
  - 五 市町村が行った対応
  - 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容
- (都道府県からの報告)
- 第五条 都道府県は、法第二十一条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は法第二十三条の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
  - 二 被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
  - 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
  - 四 使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
  - 五 都道府県及び市町村が行った対応
  - 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容
- (船員に関する特例)
- 第六条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、「都道府県労働局」とあるのは、「地方運輸局その他の関係行政機関」と、「当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは、「地方運輸局その他の関係行政機関」とする。

(厚生労働大臣による公表事項)

第七条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 使用者による虐待があった事業所の業種及び規模
- 二 使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係

(法第三十条に規定する厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。)

- 一 一日に保育する乳幼児(児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳幼児又は同項第二号に規定する幼児をいう。以下同じ。)の数(次に掲げるものを除く。)が五人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
- イ 事業主がその雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数
- ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数
- ハ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数
- ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の乳幼児の数

第八条 法第三十条に規定する厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一日に保育する乳幼児(児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳幼児又は同項第二号に規定する幼児をいう。以下同じ。)の数(次に掲げるものを除く。)が五人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
- イ 事業主がその雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数
- ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数
- ハ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数
- ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の乳幼児の数

ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数

一 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

二 児童福祉法第二十四条の十五第一項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設

三 半年を限度として臨時に設置される施設

四 学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)の一部を次のように改正する。)

第一条第三号中「第二百二十三条第三項から第五項までにおいて準用する場合に限る。」の下に、「第二百一一条(第二百二十三条第五項において準用する場合に限る。)を加える。」

第六十九条中「第二百二十四条及び第二百五十二条中「災害」の下に、「虐待」を加える。」

第七十一条中「第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第七十一条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第六十九条の二第一項及び第二項」と、「同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第七十一条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十一条」とを削る。

第二百一十一条第一項第四号中「ハ」を「ロ」に改める。

附則第四条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改める。

第一条第三号中「第二百二十三条第三項から第五項までにおいて準用する場合に限る。」の下に、「第二百一一条(第二百二十三条第五項において準用する場合に限る。)を加える。」

第六十九条中「第二百二十四条及び第二百五十二条中「災害」の下に、「虐待」を加える。」

第七十一条中「第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第七十一条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第六十九条の二第一項及び第二項」と、「同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第七十一条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十一条」とを削る。

第二百一十一条第一項第四号中「ハ」を「ロ」に改める。

附則第四条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改める。

県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第三条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前条」を「第四条」に改める。

第二十三条第八項中「就労移行支援又は就労継続支援B型」を「又は就労移行支援」に改める。

第三十三条中「又は就労継続支援B型」を削る。

第四十三条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第四条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「災害」の下に「虐待」を加える。

第九十条第二項中「第六十四条第一項第四号及び第六項」を「第六十四条第一項第四号及び第七項」に改め、同条第三項中「前条第二項後段」を「前条第四項後段」に改める。

附則第三条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改める。

(障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第五条 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第六条 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第七条 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第四号中「第六号ロ」を「第七号ロ」に改める。

第十二条第二項中「第四号イ(3)」を「第四号イ(2)」に改める。

第二十八条中「又は就労継続支援B型」を削る。

第三十六条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第八条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第九条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第二十四条の十二第二項」を「第二十四条の十二第一項又は第二項」に改める。

第三十六条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第十条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第二項に次の一号を加える。

四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること(大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く)。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令 新旧対照条文

目次

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（附則第二条関係）	1
障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（附則第三条関係）	3
厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（附則第四条関係）	6

改 正 案	現 行
<p>第二十五条の七 法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）</p> <p>（略）</p> <p>第二十五条の十一 指定障害児通所支援事業者に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律</p> <p>（略）</p> <p>第二十七条の十一 指定障害児入所施設に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する</p>	<p>第二十五条の七 法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>（略）</p> <p>第二十五条の十一 指定障害児通所支援事業者に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>（略）</p> <p>第二十七条の十一 指定障害児入所施設に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十（略）</p>

法律

(略)

第二十七条の十九 指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）に係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(略)

第二十七条の十九 指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）に係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

改正案	現行
<p>（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第二十二條 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第五十条第一項第九号の政令で定める法律）</p> <p>第二十六條 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る法第五十条第一項第九号（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律</p> <p>2（略）</p>	<p>（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第二十二條 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第五十条第一項第九号の政令で定める法律）</p> <p>第二十六條 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る法第五十条第一項第九号（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>2（略）</p>

(法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第二十六条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の第二十二項において準用する場合を含む。)及び第五十一条の第二十二項(法第五十一条の第二十二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(法第五十一条の二十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定める法律)

第二十六条の十五 指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の第二十九第一項第九号の政令で定める法律及び指定特定相談支援事業者に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第三十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一一〇 (略)

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する

(法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第二十六条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の第二十二項において準用する場合を含む。)及び第五十一条の第二十二項(法第五十一条の第二十二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

(法第五十一条の二十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定める法律)

第二十六条の十五 指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の第二十九第一項第九号の政令で定める法律及び指定特定相談支援事業者に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第三十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一一〇 (略)

法律

(法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第四十二条 法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇十三 (略)

十四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第四十二条 法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇十三 (略)



改正案	現行
<p>（社会・援護局の所掌事務）</p> <p>第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十八（略）</p> <p>十九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 障害保健福祉部は、前項第十号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二（略）</p> <p>（障害福祉課の所掌事務）</p> <p>第一百十条 障害福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 精神障害者（知的障害者を除く。第六号において同じ。）の福祉の増進に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四（略）</p> <p>五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>六 七（略）</p>	<p>（社会・援護局の所掌事務）</p> <p>第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十八（略）</p> <p>2 障害保健福祉部は、前項第十号から第十四号までに掲げる事務及び次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二（略）</p> <p>（障害福祉課の所掌事務）</p> <p>第一百十条 障害福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 精神障害者（知的障害者を除く。第五号において同じ。）の福祉の増進に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四（略）</p> <p>五 六（略）</p>

目次

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）（抄）	1
（附則第二条関係）	
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）（抄）	5
（附則第三条関係）	
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）（抄）	7
（附則第四条関係）	
障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）（抄）	9
（附則第五条関係）	
障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号）（抄）	10
（附則第六条関係）	
障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）（抄）	11
（附則第七条関係）	
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第百七十五号）（抄）	13
（附則第八条関係）	
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第百七十六号）（抄）	14
（附則第九条関係）	
厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）（附則第十条関係）	15

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）新旧対照表  
 （附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第十一条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第三十六条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十七条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第二百六条並びに第二百二十三条第二項から第五項までにおいて準用する場合に限る。）、第八十三条第六項（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第八十五条（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第六十条第四項（第二百六条及び第二百二十三条第三項から第五項までにおいて準用する場合に限る。）、第二百一条（第二百二十三条第五項において準用する場合に限る。）、第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第十一条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第三十六条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十七条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第二百六条並びに第二百二十三条第二項から第五項までにおいて準用する場合に限る。）、第八十三条第六項（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第八十五条（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第六十条第四項（第二百六条及び第二百二十三条第三項から第五項までにおいて準用する場合に限る。）、第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基準</p>

四〇九 (略)

(定員の遵守)

第六十九条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(定員の遵守)

第二百二十四条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一〇三 (略)

(定員の遵守)

第二百五十二条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第七十一条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第九十二条まで、第一百四十四条、第六十条及び第六十一条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一

四〇九 (略)

(定員の遵守)

第六十九条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(定員の遵守)

第二百二十四条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一〇三 (略)

(定員の遵守)

第二百五十二条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第七十一条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第九十二条まで、第一百四十四条、第六十条及び第六十一条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一

項中「第三十一条」とあるのは「第七十一条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十条第一項から第四項まで」と、第二十二条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第七十一条において準用する前条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第七十一条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第七十一条において準用する前条」と、第四百四十四条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

項中「第三十一条」とあるのは「第七十一条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十条第一項から第四項まで」と、第二十二条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第七十一条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第七十一条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第六十九条の二第一項及び第二項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第七十一条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十一条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第七十一条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第七十一条において準用する前条」と、第四百四十四条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第二百二十条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数及びロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

イ 特定基準該当生活介護、特定基準 該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者

ロ 特定基準 該当就労継続支援B型の利用者

五・六 (略)

2 } 4 (略)

附則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第四条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第七十八条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一・二 (略)

2 (略)

(従業者の員数)

第二百二十条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数及びロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

イ 特定基準該当生活介護、特定基準 該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者

ロ 特定基準 該当就労継続支援B型の利用者

五・六 (略)

2 } 4 (略)

附則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第四条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第七十八条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一・二 (略)

2 (略)

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）新旧対照表  
 （附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）                      第五条（略）</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、<u>第四条</u>第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びへ、第三号イ(2)及びハ、第四号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第五号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（施設障害福祉サービス計画の作成等）                      第二十三条（略）                      2～7（略）</p> <p>8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直し</p>	<p>（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）                      第五条（略）</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、<u>前条</u>第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びへ、第三号イ(2)及びハ、第四号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第五号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（施設障害福祉サービス計画の作成等）                      第二十三条（略）                      2～7（略）</p> <p>8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上）、施設障害福祉サ</p>

を行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9・10 (略)

(就職状況の報告)

第三十三条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

(定員の遵守)

第四十三条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9・10 (略)

(就職状況の報告)

第三十三条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

(定員の遵守)

第四十三条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。



改 正 案	現 行
<p>（定員の遵守）</p> <p>第二十六条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（職員の数等の特例）</p> <p>第九十条 （略）</p> <p>2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十四条第一項第四号及び第七項並びに第七十五条第一項第三号及び第六項（これらの規定を第八十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 前条第四項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を一人</p>	<p>（定員の遵守）</p> <p>第二十六条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（職員の数等の特例）</p> <p>第九十条 （略）</p> <p>2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十四条第一項第四号及び第六項並びに第七十五条第一項第三号及び第六項（これらの規定を第八十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 前条第二項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を一人</p>

以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号二及び第七項、第五十二条第一項第二号ロ及び二、第七項並びに第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十八条において準用する第七十五条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、一人以上は常勤でなければならぬ。

一・二 (略)

附則

(生活介護事業所に置くべき職員の数に関する経過措置)

第三条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一・二 (略)

2 (略)

以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号二及び第七項、第五十二条第一項第二号ロ及び二、第七項並びに第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十八条において準用する第七十五条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、一人以上は常勤でなければならぬ。

一・二 (略)

附則

(生活介護事業所に置くべき職員の数に関する経過措置)

第三条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一・二 (略)

2 (略)

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十五号）新旧対照表  
 （附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定員の遵守）</p> <p>第十三条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（定員の遵守）</p> <p>第十三条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十六号）新旧対照表  
 （附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定員の遵守）</p> <p>第十二条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。</p> <p>ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（定員の遵守）</p> <p>第十二条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。</p> <p>ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第四条第三項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第四条第三項において「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第五条、第十一条（第一項第二号口及び第七号口を除く。）、第十二条、第十二条の二第三項、第二十一条第六項及び第二十一条第三項の規定による基準</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九条、第十一条第一項第二号口及び第七号口並びに第十二条の二第二項の規定による基準</p> <p>五（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第四条第三項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第四条第三項において「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第五条、第十一条（第一項第二号口及び第六号口を除く。）、第十二条、第十二条の二第三項、第二十一条第六項及び第二十一条第三項の規定による基準</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九条、第十一条第一項第二号口及び第六号口並びに第十二条の二第二項の規定による基準</p> <p>五（略）</p>

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の数)

第十二条 (略)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。

一・二 (略)

(就職状況の報告)

第二十八条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

(定員の遵守)

第三十六条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の数)

第十二条 (略)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(3)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。

一・二 (略)

(就職状況の報告)

第二十八条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

(定員の遵守)

第三十六条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）新旧対照表  
 （附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定員の遵守）</p> <p>第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（定員の遵守）</p> <p>第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）新旧対照表  
 （附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第二十四条の十二第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第三十六条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第二十四条の十二第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第三十六条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>



改正案	現行
<p>3 地域移行・障害児支援室に、室長を置く。</p> <p>（地域移行・障害児支援室）                      第六十四条の二 障害福祉課に、地域移行・障害児支援室を置く。                      2 地域移行・障害児支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。                      一 障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する「障害児」をいう。）の福祉の増進に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。                      二 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス（療養介護、共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に限る。）に関すること。                      三 障害者等（障害者自立支援法に規定する「障害者等」をいう。）の地域生活への移行及び定着のための支援並びに障害者自立支援法の規定による相談支援に関すること。                      四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>3 地域移行・障害児支援室に、室長を置く。</p> <p>（地域移行・障害児支援室）                      第六十四条の二 障害福祉課に、地域移行・障害児支援室を置く。                      2 地域移行・障害児支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。                      一 障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する「障害児」をいう。）の福祉の増進に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。                      二 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス（療養介護、共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に限る。）に関すること。                      三 障害者等（障害者自立支援法に規定する「障害者等」をいう。）の地域生活への移行及び定着のための支援並びに障害者自立支援法の規定による相談支援に関すること。</p>

（傍線部分は改正部分）